○文部科学省告示第百七十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要伝統的建造物群保存地区に、同表の中欄に掲げる区域を追加し、同表の下欄のとおり選定する。

平成二十二年十二月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明

上欄		中欄		下欄		
名称	関係告示	区域	面積	名称	所在地	区域	面積
倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区	平成十年文部省告示第百八十九号	倉吉市西仲町及び西町の全域並びに、東仲町、新町一丁目、新町二丁目及び新町三丁目の各一部	約四・五ヘクタール	倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区	鳥取県倉吉市	倉吉市研屋町、魚町、東仲町、西仲町及び西町の全域並びに、堺町一丁目、新町一丁目、新町二丁目及び新町三丁目の各一部	約九・二ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百七十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により選定した重要伝統的建造物群保存地区について、その名称等を次のように変更する。

平成二十二年十二月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明

次の表の上欄に掲げる重要伝統的建造物群保存地区の名称、所在地及び区域を同表下欄のように改める。

上欄			下欄		
名称	選定告示	名称	所在地	区域
六合村赤岩伝統的建造物群保存地区	平成十八年文部科学省告示第九十四号	中之条町六合赤岩伝統的建造物群保存地区	群馬県中之条町	中之条町大字赤岩字鍛治谷戸、字中野及び字林檎ノ木の全域並びに字水ノ窪及び字岩ノ上の各一部
黒木町黒木伝統的建造物群保存地区	平成二十一年文部科学省告示第九十七号	八女市黒木伝統的建造物群保存地区	福岡県八女市	八女市黒木町黒木字上黒木、字下黒木及び今字上黒木の全域並びに黒木字中黒木、今字中黒木、字築山、字平ノ前、字谷、桑原字町裏、字葉山、字久保、字伏ノ木、字北屋敷、本分字東馬場、木屋字剱ヶ淵、字家岩ノ迫、字町ノ向、字東城、字寝子屋岩の各一部

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日より適用する。

○農林水産省告示第二千二百八十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十一月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22804	1―メチルシクロプロペンくん蒸剤	スマートフレッシュくん蒸剤	東京都千代田区三番町6番地3　ローム・アンド・ハース　ジャパン株式会社　代表取締役　渡邉憲也

○農林水産省告示第二千二百八十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十一月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22805	プロパモカルブ塩酸塩　プロプラント液剤		東京都中央区明石町8番1号　アリスタライフサイエンス株式会社　代表取締役　ルドルフ・ファンハウテン

○農林水産省告示第二千二百八十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年十一月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22806	ピリミスルファン粒剤	ベストパートナー1キロ粒剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦
22807	ピリミスルファン・フェントラザミド粒剤	ヤイバ1キロ粒剤	〃